

## 公職選挙法改正案概要

### ○参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正（2県1合区を含む2増2減）

(1) 次のとおり合区を行うこと。

選挙区	選挙すべき議員数
石川県及び福井県	2人（現行：石川県2人・福井県2人）

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めること。

選挙区	選挙すべき議員数
埼玉県	8人（現行：6人）

※(1)及び(2)により、参議院議員の定数242人は維持し、かつ、比例代表選出議員の定数96人及び選挙区選出議員の定数146人は維持したまま、最大較差は、山梨県と宮城県の間で2.816倍となる。

[平成27年国勢調査日本国民人口]